

瑞浪市通学路安全対策プログラム

平成26年2月

(令和元年10月改定)

瑞浪市通学路合同安全点検連絡会議

1 目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小中学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策についても関係機関で協議してきました。そして、各機関において着実に対策を進めてきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「瑞浪市通学路安全対策プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2 通学路合同安全点検連絡会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「瑞浪市通学路合同安全点検連絡会議」を設置しました。本プログラムは、この会議で議論し、策定しました。

- ・多治見砂防国道事務所
- ・多治見警察署（交通第一課、生活安全課）
- ・多治見土木事務所
- ・瑞浪市土木課
- ・瑞浪市生活安全課
- ・瑞浪市教育委員会学校教育課
- ・瑞浪市小中学校教頭会
- ・PTAの代表者
- ・連合自治会の代表者
- ・まちづくり推進協議会連絡会の代表者
- ・交通安全協会の代表者

3 取組方針

（1）基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の状況確認も行い、対策の改善・充実を図ります。

以下の内容を繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

（2）実行内容と年間計画

①前年度末までの対応状況の周知4月（教頭会）

前年度末までの対策状況のまとめ（別紙）を土木課・生活安全課・市教委で作成し、各校で危険箇所や対策について理解する。

②各校で通学路の安全点検 5～6 月（学校＋P T A＋交通安全協会各支部）
各校でP T Aと協力し、対策状況をもとに危険箇所の対策確認と新たな危険箇所の洗い出しを行う。

③危険箇所の報告 6 月（学校→市教委）
小学校区毎に、市教委へ危険箇所の報告を行う。

④市教委にて危険箇所の集約
小学校からの報告をもとに、危険箇所の集約を行う。

⑤合同安全点検 7～8 月（各小学校区）
小学校区毎に、教頭を除く「瑞浪市通学路合同安全点検連絡会議」メンバーで、合同安全点検を行う。教頭または各校担当者は、自校区の点検に立ち会う。

⑥対策の明確化 9 月（土木課・学校教育課・生活安全課）
合同点検を実施後、市関係課で対策を明らかにする。
各関係機関で実施可能な対策については着手する。

⑦対策の共通理解 10～11 月（瑞浪市通学路合同安全点検連絡会議）
「瑞浪市通学路合同安全点検連絡会議」メンバーが参加する。
⑥の対策を、共通理解する。また、意見交換を行う。
必要に応じて、翌年度の予算措置をする。

⑧冬季安全点検 11～12 月（各校の実情に応じて）
冬季凍結等危惧される箇所については、再度合同点検を行う。

⑨対策の実施・改善
各関係機関で実施可能な対策については、すぐに着手する。早期実施が不可能な対策については、計画的な実施・関係機関への協力要請を行う。
新たな危険箇所等が発見された場合には、市教委を中心にして、関係機関と連携して現地調査や対策実施を行う。

4 危険箇所図等の公表

小学校ごとの点検結果や対策内容については、「瑞浪市内通学路の対策箇所一覧表」を作成し公表します。